

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

令和5年10月17日  
山梨県人事委員会  
委員長 細谷 憲二

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告するとともに、給与の改定について勧告を行いました。

本委員会が実施した勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査に対して御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様には、心から御礼申し上げます。

今回の勧告では、職員給与と民間給与を比較したところ、本年4月の月例給については、職員給与が民間給与を3,360円（0.91%）下回る結果となり、給料表の水準を人事院勧告に準じて引き上げることが必要であると判断いたしました。

また、特別給については、職員の年間支給月数が民間の支給割合を0.10月分下回っていることから、その均衡を図るため、年間支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とすることが必要であると判断いたしました。

次に「公務運営に関する報告」では、有為な人材の確保、人材育成を通じた組織の活性化、働き方改革と勤務環境の整備の課題について言及しています。

職員の皆様には行政課題が複雑化・高度化する中、県民に対して質の高い行政サービスの提供や公務の効率的な運営をしていくため、日々全力で職務を遂行されていることについて深く敬意を表します。今後も、強い使命感と高い倫理観を持って、職務に精励されることを期待いたします。

本委員会の勧告は、労働基本権の制約の代償措置として、職員の給与その他勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

県民の皆様におかれましては、この勧告の意義と、職員が行政の各分野において県政の発展と県民福祉の向上に努めていることについて、ぜひ御理解をいただきたいと思います。